

令和8年 第7回
幕別町選挙管理委員会議案

令和8年6月1日 10:00

幕別町役場 2階2D会議室

幕別町選挙管理委員会

[審議議案一覧]

報告第4号 専決処分した事件の承認について（在外選挙人名簿の登録）

議案第24号 選挙人名簿の定時登録等について

その他

報告第 4 号 専決処分した事件の承認について（在外選挙人名簿の登録）

幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第 3 号）第10条の規定により、次のとおり専決処分したので、報告し承認を求める。

専決処分第 4 号

専 決 処 分 書

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の 5 第 1 項の規定による在外選挙人名簿への登録を申請した者の、同法第30条の 6 第 1 項の規定による在外選挙人名簿への登録について、幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第 3 号）第10条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 14 日

幕別町選挙管理委員会委員長 宮本 真由美

最終住所地	経由領事館等の名称	氏名	フリガナ	生年月日	備考
略					

【参考】公職選挙法

（在外選挙人名簿の登録の申請等）

第 30 条の 5 年齢満 18 年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

（在外選挙人名簿の登録等）

第 30 条の 6 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

議案第24号 選挙人名簿の定時登録等について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録される資格を有する者及び同法第28条の規定により登録を抹消する者を、次のとおり決定する。

別 添

【参考】公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（登録）

第22条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2～4 略

（登録の抹消）

第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた
日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとする
とき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

【参考】今回定時登録における登録等の要件について

- 1 基準日 令和8年6月1日
- 2 登録日 令和8年6月1日
- 3 登録等の要件
 - (1) 今回登録者
 - ア 転入 令和7年12月2日から令和8年3月1日までの転入
 - イ 出生 平成20年3月3日から平成20年6月2日までの出生
 - ウ 表示登録 令和8年2月1日以降の転出
 - (2) 今回抹消者
 - ア 転出 令和7年11月1日から令和8年1月31日までの転出
 - イ 死亡 令和8年3月2日から令和8年6月1日までの死亡
 - (3) 今回表示者
 - ア 転出 令和8年6月1日までの転出

※令和8年3月1日選挙時登録（前回）

- | | |
|-----|----------|
| 基準日 | 令和8年3月1日 |
| 登録日 | 令和8年3月2日 |

(参考) 選挙人名簿登録者数

投票区	投票所	08・03・01(定時)			転入			出生			表示登録			転出(△)			死亡(△)			その他			転居			08・06・01(定時)						
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計				
1	幕別町役場	817	920	1,737	4	6	10	1	2	3				6	6	12	7	6	13				3	1	4	812	917	1,729				
2	幕別町保健福祉センター	997	1,110	2,107	2	1	3	3	1	4			4	4	8	6	12	7	2	9				△4	△2	△6	985	1,106	2,091			
3	糠内コミュニティセンター	172	158	330										1	1	2	1	4	6						△2	△2		168	153	321		
4	途別ふれあい交流館	237	239	476	1		1	1		1				1	1	2	1	2	3						1	1		237	238	475		
5	札内コミュニティプラザ	1,601	1,864	3,465	4	4	8	5	5	10	3		3	3	6	14	9	7	16						△2	△6	△8	1,594	1,854	3,448		
6	曙町近隣センター	786	881	1,667	5	1	6	1	1	2				5	5	10	3	2	5						△2	△2	△4	782	874	1,656		
7	札内南コミュニティセンター	994	1,229	2,223	5	7	12	5	5	10		1	1	6	3	9	7	3	10						△5	5		986	1,241	2,227		
8	若草町近隣センター	956	1,190	2,146	4	6	10	3	2	5	3		3	5	7	12	4	3	7						3	4	7	960	1,192	2,152		
9	北栄町近隣センター	894	1,010	1,904	7	5	12	7	6	13				5	3	8	4	3	7						1	1	2	900	1,016	1,916		
10	札内北コミュニティセンター	1,854	2,096	3,950	14	12	26	6	8	14		1	1	15	10	25	8	6	14						5	△1	4	1,856	2,100	3,956		
11	忠類コミュニティセンター	639	633	1,272	1	3	4	2	1	3			1	1	4	5	9	2	2						1	1	2	639	632	1,271		
計		9,947	11,330	21,277	47	45	92	34	31	65	6	8	14	61	53	114	54	38	92									9,919	11,323	21,242		
											登録者計 171											抹消者計 206										
											前回比											△ 28 △ 7 △ 35										